

第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議録

1 開催日時

令和3年8月26日（木） 開会 午後2時30分 閉会 午後4時00分

2 開催場所

庁議室

3 出席者

市長（本部長）、副市長（副本部長）、教育長（副本部長）企画部長、総務部長、健康福祉部長、こども子育て部長、都市整備部長、消防長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、尾張旭市長久手市衛生組合事務長【13名】

4 欠席者

市民生活部長

5 出席した事務局職員等

危機管理課長、危機管理係長、危機管理係主事、秘書課長、人事課長、広報広聴課長、総務部主幹、市民活動課長、健康課長兼ワクチン接種推進室長、健康課主幹【10名】

6 議題等

(1) 情報共有

ア 新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の発出及び愛知県の方針について（資料1-1、1-2）

イ 本市のワクチン接種及び感染の状況について（資料2-1、2-2、2-3、2-4）

ウ 今後の対策について（資料3-1、3-2、3-3、4、5）

(2) イベント等の開催及び公共施設の利用制限への対応方針について（資料6）

(3) その他

7 会議の要旨

本部員	只今から、第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を始めます。
1 情報共有	
事務局	※「(1)新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の発出及び愛知県の方針について」説明（資料1-1、1-2）
関係職員	※「(2)本市のワクチン接種及び感染の状況について」説明（資料2-1、2-2、2-3、2-4）

関係職員	※「(3)今後の対策について」説明（資料 3-1）
本部員	※「(3)今後の対策について」説明（資料 3-2、3-3）
本部員	※「(3)今後の対策について」説明（資料 4）
事務局	※「(3)今後の対策について」説明（資料 5）
副本部長	学校体育施設開放事業の中止については、隣接の自治体へ利用者が流れるということもあると聞いている。少なくとも瀬戸市、長久手市とは同じ対応をとるべきではないかと思うが、瀬戸市はどうなのか。
本部員	瀬戸市は、グラウンドや総合体育館などの体育施設は午後 8 時までの利用制限、学校体育施設開放については、緊急事態宣言中は利用中止するとのこと。
副本部長	現在の感染状況は、これまでの従来株とは全くの別物に置き変わっており、これまでの経験を基に個々人が思っている感染症に対する「相場観」を変えていく必要がある。同様に、行政としての対応方法も再構築する必要がある。あとはワクチンの接種をしっかりと進めていくことが大切。「ワクチン接種のさらなる推進」と「市民の不安を取り除く」ということをキーワードに取り組んでほしい。

2 議題

事務局	※「イベント等の開催及び公共施設の利用制限への対応方針について」説明（資料 6）
本部員	公共施設をすべて閉じるというのは、説明が難しい部分もあり、国や県の基準に沿った利用制限というのがわかりやすいのではとも感じる。公共施設休館の一択ではなく、今後はそれ以外の様々な対策に切り替わっていくことも含めて考えていくべきではないかと思う。
本部員	閉めるというのは最終手段であり、まずは利用者への注意喚起と効果的な利用制限により、気を付けて利用いただくべきではないかを感じる。
本部員	感染防止を徹底するなかで、より厳しい措置が必要であれば対策を検討し、状況に応じて段階的に考えていくことでよいと思う。
副本部長	どちらの案にしても根拠が必要となる。 これまで感染防止対策の徹底を市民の皆さんにお願いして施設の利用を継続してきたが、クラスターは発生していない。また、ワクチン接種が普及してきたことによる感染リスクの低減効果もでてきている。こうした状況で施設の利用を休止するのであれば、その効果を示さなければならない。 変異株により対策のステージが変わっていくなか、今後も感染者増加で利用を休止すると決めるのであれば、先ほどの教育委員会の対応と同様、少なくとも瀬戸市、長久手市と足並みを揃える必

	要があると思うが、それは可能か。
事務局	近隣自治体も昨日、今日と対策本部会議で方針を決めており、事前に近隣自治体に聞き取りを行った内容では、国、県の措置内容に合わせるとのことでした。
副本部長	どこの自治体も同じように考えているはずなので、尾張旭市が閉めると決定すれば近隣も閉じる可能性はあるのではないかと。決断は難しいと思うが、他に意見がなければ本部長の意見を仰ぎたい。
本部長	まん延防止等重点措置が愛知県に適用された時点で尾張旭市は重点措置区域に指定されたが、収束するどころか、感染者数は増加する一方である。 これまでは施設利用者の方々の思いや、健康維持のためにも利用を続けたいという思いであったが、医療機関の逼迫状況、昨日の新規感染者数30人という衝撃的な人数、市民の皆様に感染防止の徹底の重要性を理解していただくためにも、行政としての意思を示さなければならぬと強く感じている。したがって、公共施設の利用は休止する方針としたい。
本部員	公共施設の利用制限については、原則中止とするB案とします。現場の対応に時間を要するため、すぐに休止とするのは難しいと思うが、休止期間はどのようにするか。
本部長	準備期間を考慮して30日の月曜日からでよいと思う。
本部員	期間は30日（月）から緊急事態宣言中の9月12日（日）までとします。
本部員	公共施設の利用中止は、子育て支援センターや児童館等の貸館ではない子育て施設も含まれるのか。
本部長	対象は屋内、屋外の貸館施設としたい。
3 その他	
事務局	特になし
本部員	これもちまして第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了します。